

第 28 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 24 年八王子市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(手数料を徴収する事務等)				(手数料を徴収する事務等)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
<p><b>3 郵送（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。以下同じ。）による書類等の交付（市長が別に定めるものを除く。）を求めようとする者から、第1項に定める手数料のほか、郵送に要する費用を徴収する。</b></p>							
(免除)				(免除)			
<p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。<b>ただし、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付するものについては、この限りでない。</b></p>				<p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。</p>			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 証明手数料				1 証明手数料			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	納税に関する証明	納税証明手数料	1 通につき 200円 （郵送による申請及び交付の場合にあつては、1 通につき300円）	1	納税に関する証明	納税証明手数料	1 通につき 200円 （郵送 <b>（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便</b> ）による送付をいう。以下同じ。）による書類等の交付（市長が別に定めるものを除く。）を求めようとする者から、第1項に定める手数料のほか、郵送に要する費用を徴収する。

2～ 13	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

2・3 (略)

4 申請手数料

(1)～(10) (略)

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数

			による送付をいう。以下同じ。)による申請及び交付の場合にあつては、1通につき300円)
2～ 13	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

2・3 (略)

4 申請手数料

(1)～(10) (略)

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数

料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

㍿ (略)

㍿ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,300円

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

16,000円

料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

㍿ (略)

㍿ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,300円

当該部分の床面積の合計が **1,000平方メートル** を超え、2,000平方メートル以内のもの

26,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

80,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

c 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が **300平方メートル** を超え、2,000平方メートル以内のもの

26,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

80,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

c 非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,300円

**当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの**

**16,000円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

26,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

80,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,300円

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

26,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

80,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

126,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル

	<p>以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p><b><u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u></b> <b>16,000円</b></p> <p>建築物の延べ面積が<b><u>1,000平方メートル</u></b>を超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超</p>		<p>以内のもの 160,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>建築物の延べ面積が<b><u>300平方メートル</u></b>を超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超</p>
--	--	--	---

え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ 共同住宅等

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

109,000円

**当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの**

**138,000円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

180,000円

当該部分の床面積の合

え、25,000平方メートル以内のもの

160,000円

建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの

200,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ 共同住宅等

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

109,000円

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

180,000円

当該部分の床面積の合



計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

280,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

359,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

429,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

500,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

242,000円

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

300,000円

計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

280,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

359,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

429,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

500,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

242,000円

当該部分の床面積の合計が **1,000平方メートル** を超え、2,000平方メートル以内のもの

384,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

546,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

670,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

789,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

900,000円

ウ ア及びイ以外の建築物  
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの

242,000円

当該部分の床面積の合計が **300平方メートル** を超え、2,000平方メートル以内のもの

384,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

546,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

670,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

789,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

900,000円

ウ ア及びイ以外の建築物  
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの

242,000円

			<p><b>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</b></p> <p><b>300,000円</b></p> <p>建築物の延べ面積が<b>1,000平方メートル</b>を超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>384,000円</p> <p>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>546,000円</p> <p>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>670,000円</p> <p>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p> <p>789,000円</p> <p>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>900,000円</p>				<p>建築物の延べ面積が<b>300平方メートル</b>を超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>384,000円</p> <p>建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>546,000円</p> <p>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>670,000円</p> <p>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p> <p>789,000円</p> <p>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>900,000円</p>
2	法第55条第1項の規定に基づ	低炭素建築物新築等計	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及	2	法第55条第1項の規定に基づ	低炭素建築物新築等計	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及

く低炭素建築物  
新築等計画の変  
更の認定の申請  
に対する審査

画変更認定  
申請手数料

び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

㍿ (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル

く低炭素建築物  
新築等計画の変  
更の認定の申請  
に対する審査

画変更認定  
申請手数料

び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア (略)

イ 共同住宅等

㍿ (略)

(イ) 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル

ル以内のもの  
6,500円  
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
11,000円  
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの  
18,000円  
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
56,000円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
88,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの  
112,000円

ル以内のもの  
6,500円  
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの  
18,000円  
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
56,000円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
88,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの  
112,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
6,500円

**当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの**

**11,000円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

18,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

56,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
6,500円

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**を超え、2,000平方メートル以内のもの

18,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

56,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

		88,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの			88,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの
		112,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの			112,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
		140,000円 ウ ア及びイ以外の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			140,000円 ウ ア及びイ以外の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
		6,500円 <b>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</b>			6,500円
		<b>11,000円</b> 建築物の延べ面積が <b>1,000平方メートル</b> を超え、2,000平方メートル以内のもの			建築物の延べ面積が <b>300平方メートル</b> を超え、2,000平方メートル以内のもの
		18,000円 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの			18,000円 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
		56,000円 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、			56,000円 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、

10,000平方メートル  
以内のもの

88,000円

建築物の延べ面積が10,  
000平方メートルを超  
え、25,000平方メー  
トル以内のもの

112,000円

建築物の延べ面積が25,  
000平方メートルを超  
えるもの

140,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ 共同住宅等

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場  
合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル以内のもの

57,000円

**当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トルを超え、1,000  
平方メートル以内のも  
の**

**72,000円**

当該部分の床面積の合  
計が**1,000平方メ**

10,000平方メートル  
以内のもの

88,000円

建築物の延べ面積が10,  
000平方メートルを超  
え、25,000平方メー  
トル以内のもの

112,000円

建築物の延べ面積が25,  
000平方メートルを超  
えるもの

140,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ 共同住宅等

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場  
合

a (略)

b 共用廊下等の部分

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル以内のもの

57,000円

当該部分の床面積の合  
計が**300平方メー**



メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

96,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

156,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

205,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

247,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

290,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

123,000円

**当該部分の床面積の合**

ルを超え、2,000平方メートル以内のもの

96,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

156,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

205,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

247,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

290,000円

c 非住宅の部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

123,000円

計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

154,000円

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

198,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

290,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

361,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

427,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

198,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

290,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

361,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

427,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

		491,000円			491,000円
	ウ ア及びイ以外の建築物			ウ ア及びイ以外の建築物	
	建築物の延べ面積が300			建築物の延べ面積が300	
	平方メートル以内のもの			平方メートル以内のもの	
		123,000円			123,000円
	<b>建築物の延べ面積が300</b>				
	<b>平方メートルを超え、1,</b>				
	<b>000平方メートル以内の</b>				
	<b>もの</b>				
		<b>154,000円</b>			
	建築物の延べ面積が <b>1,0</b>			建築物の延べ面積が <b>300</b>	
	<b>00平方メートル</b> を超え、			<b>平方メートル</b> を超え、2,	
	2,000平方メートル以			000平方メートル以内の	
	内のもの			もの	
		198,000円			198,000円
	建築物の延べ面積が2,0			建築物の延べ面積が2,0	
	00平方メートルを超え、			00平方メートルを超え、	
	5,000平方メートル以			5,000平方メートル以	
	内のもの			内のもの	
		290,000円			290,000円
	建築物の延べ面積が5,0			建築物の延べ面積が5,0	
	00平方メートルを超え、			00平方メートルを超え、	
	10,000平方メートル			10,000平方メートル	
	以内のもの			以内のもの	
		361,000円			361,000円
	建築物の延べ面積が10,			建築物の延べ面積が10,	
	000平方メートルを超			000平方メートルを超	
	え、25,000平方メー			え、25,000平方メー	
	トル以内のもの			トル以内のもの	
		427,000円			427,000円
	建築物の延べ面積が25,			建築物の延べ面積が25,	
	000平方メートルを超え			000平方メートルを超え	

		るもの	491,000円
--	--	-----	----------

備考

1・2 (略)

(12)~(16) (略)

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この号において同じ。）のみの場合 <b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b> <b>16,700円</b> 当該部分の床面積の合計が <b>1,000平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの

		るもの	491,000円
--	--	-----	----------

備考

1・2 (略)

(12)~(16) (略)

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この号において同じ。）のみの場合  当該部分の床面積の合計が <b>300平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの

		27,100円			27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		80,400円			80,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
		128,000円			128,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
		161,000円			161,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
		201,000円			201,000円
	(2)	(1)以外の非住宅部分の場合 ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この号において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築		(2)	(1)以外の非住宅部分の場合 ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この号において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築

物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,700円

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

235,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

309,000円

当該部分の床面積の合計が

物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この号(5の項を除く。)において同じ。)による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

235,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

309,000円

当該部分の床面積の合計が

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

371,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

435,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

284,400円

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

523,700円

当該部分の床面積の合計が

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

371,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

435,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この号（5の項を除く。）において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

523,700円

当該部分の床面積の合計が

			<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>646,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>763,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>871,000円</p>				<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>646,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>763,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>871,000円</p>
2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</p> <p><b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b></p> <p><b>11,800円</b></p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>1,000平方メートル</b>以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>19,100円</p> <p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>300平方メートル</b>以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>19,100円</p> <p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>



	もの	56,400円		もの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		90,000円			90,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
		113,000円			113,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	
		141,000円			141,000円
(2)	(1)以外の非住宅部分の場合 ア モデル建物法による場合 <b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b>			(2) (1)以外の非住宅部分の場合 ア モデル建物法による場合	
		<b>77,600円</b>			
	当該部分の床面積の合計が <b>1,000平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が <b>300平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの	
		102,100円			102,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	

		165,100円 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの			165,100円 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの
		216,000円 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの			216,000円 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの
		260,000円 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの			260,000円 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの
		305,000円 イ 標準入力法等による場合 <b><u>当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの</u></b>			305,000円 イ 標準入力法等による場合
		<b><u>199,200円</u></b> 当該部分の床面積の合計が <b><u>1,000平方メートル</u></b> 以上 2,000平方メートル未満のもの			当該部分の床面積の合計が <b><u>300平方メートル</u></b> 以上 2,000平方メートル未満のもの
		257,100円 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの			257,100円 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの
		366,700円 当該部分の床面積の合計が			366,700円 当該部分の床面積の合計が

			<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>453,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>535,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>610,000円</p>				<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>453,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>535,000円</p> <p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>610,000円</p>
3	<p><b>法第35条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<b>法第35条第2項</b>の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）に</p>	3	<p><b>法第30条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて<b>法第30条第2項</b>の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）に</p>

相当する額を加えた額)

(1) 申請に併せて法**第35条第**

**1項各号**に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

ア) (略)

イ) 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

**当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの**

**16,700円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

27,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

相当する額を加えた額)

(1) 申請に併せて法**30条第1**

**項各号**に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

ア) (略)

イ) 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

9,700円

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

27,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

の  
80,400円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
128,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
161,000円  
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
201,000円

- (2) (1)以外の場合  
ア (略)  
イ ア以外の建築物  
ア (略)  
イ 一の建築物の申請の場合  
a (略)  
b 非住宅部分  
(a) モデル建物法 （一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間

の  
80,400円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
128,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
161,000円  
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
201,000円

- (2) (1)以外の場合  
ア (略)  
イ ア以外の建築物  
ア (略)  
イ 一の建築物の申請の場合  
a (略)  
b 非住宅部分  
(a) モデル建物法による場合

の年間熱負荷（以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による

場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,100円

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,700円

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,100円

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

145,700円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

		235,700円 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10 ,000平方メー トル未満のもの			235,700円 当該部分の床面積の 合計が5,000平方 メートル以上10 ,000平方メー トル未満のもの
		309,000円 当該部分の床面積の 合計が10,000 平方メートル以上2 5,000平方メー トル未満のもの			309,000円 当該部分の床面積の 合計が10,000 平方メートル以上2 5,000平方メー トル未満のもの
		371,000円 当該部分の床面積の 合計が25,000 平方メートル以上の もの			371,000円 当該部分の床面積の 合計が25,000 平方メートル以上の もの
		435,000円 (b) 標準入力法等 <u>(実 際の設計仕様の条件 を基に算定した一次 エネルギー消費量及 び屋内周囲空間の年 間熱負荷を用いて評 価する方法をいう。 4の項において同 じ。)</u> による場合 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの			435,000円 (b) 標準入力法等によ る場合  当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの
		227,100円 <u>当該部分の床面積の</u>			227,100円

**合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの**

**284,400円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

523,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

646,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

763,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

523,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

646,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

763,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の



			もの 871,000円				もの 871,000円
4	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額） (1) 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア (略) イ ア以外の建築物 イイ (略) イイイ 一の建築物の申請の場	4	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額） (1) 申請に併せて法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア (略) イ ア以外の建築物 イイ (略) イイイ 一の建築物の申請の場

合  
a (略)  
b 非住宅部分  
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
6,900円  
**当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの**  
**11,800円**  
当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの  
19,100円  
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
56,400円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
90,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方

合  
a (略)  
b 非住宅部分  
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
6,900円  
  
当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの  
19,100円  
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
56,400円  
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
90,000円  
当該部分の床面積の合計が10,000平方

メートル以上25,000平方メートル未満のもの

113,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

141,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 非住宅部分

(a) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

61,100円

**当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの**

**77,600円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**以上2,000平方メートル

メートル以上25,000平方メートル未満のもの

113,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

141,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

ア (略)

イ 一の建築物の申請の場合

a (略)

b 非住宅部分

(a) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

61,100円

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**以上2,000平方メートル未満

未満のもの  
102,100円  
当該部分の床面積の  
合計が2,000平方  
メートル以上5,  
000平方メートル  
未満のもの  
165,100円  
当該部分の床面積の  
合計が5,000平方  
メートル以上10,  
000平方メート  
ル未満のもの  
216,000円  
当該部分の床面積の  
合計が10,000  
平方メートル以上2  
5,000平方メー  
トル未満のもの  
260,000円  
当該部分の床面積の  
合計が25,000  
平方メートル以上の  
もの  
305,000円  
(b) 標準入力法等によ  
る場合  
当該部分の床面積の  
合計が300平方メ  
ートル未満のもの  
159,100円  
**当該部分の床面積の**

のもの  
102,100円  
当該部分の床面積の  
合計が2,000平方  
メートル以上5,  
000平方メートル  
未満のもの  
165,100円  
当該部分の床面積の  
合計が5,000平方  
メートル以上10,  
000平方メート  
ル未満のもの  
216,000円  
当該部分の床面積の  
合計が10,000  
平方メートル以上2  
5,000平方メー  
トル未満のもの  
260,000円  
当該部分の床面積の  
合計が25,000  
平方メートル以上の  
もの  
305,000円  
(b) 標準入力法等によ  
る場合  
当該部分の床面積の  
合計が300平方メ  
ートル未満のもの  
159,100円

**合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの**

**199,200円**

当該部分の床面積の合計が**1,000平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

257,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

366,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

453,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

535,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の

当該部分の床面積の合計が**300平方メートル**以上2,000平方メートル未満のもの

257,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

366,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

453,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

535,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の

			もの 610,000円				もの 610,000円
5	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 申請に併せて法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア (略) イ ア以外の建築物 ア (略) イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 <b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b> 16,700円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 当該部分の床面積の合計	5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(1) 申請に併せて法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合 ア (略) イ ア以外の建築物 ア (略) イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円  当該部分の床面積の合計が <b>300平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 当該部分の床面積の合計

が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

80,400円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

128,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

161,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

201,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

㍿ (略)

㍿ 非住宅部分

a モデル建物法による  
場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

80,400円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

128,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

161,000円

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

201,000円

(2) (1)以外の場合

ア (略)

イ ア以外の建築物

㍿ (略)

㍿ 非住宅部分

a モデル建物法 **(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)**による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

		87,100円		87,100円
		<b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b>		
		<b>110,700円</b>		
		当該部分の床面積の合計が <b>1,000平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が <b>300平方メートル</b> 以上2,000平方メートル未満のもの
		145,700円		145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
		235,700円		235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
		309,000円		309,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
		371,000円		371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方		当該部分の床面積の合計が25,000平方



メートル以上のもの  
435,000円

b 標準入力法等による  
場合

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のもの

227,100円

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル以上1,000平方  
メートル未満のもの

284,400円

当該部分の床面積の合  
計が1,000平方メ  
ートル以上2,000  
平方メートル未満のも  
の

367,100円

当該部分の床面積の合  
計が2,000平方メ  
ートル以上5,000  
平方メートル未満のも  
の

523,700円

当該部分の床面積の合  
計が5,000平方メ  
ートル以上10,00

メートル以上のもの  
435,000円

b 標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基  
に算定した一次エネル  
ギー消費量を用いて評  
価する方法をいう。)

による場合

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル未満のもの

227,100円

当該部分の床面積の合  
計が300平方メー  
トル以上2,000平方  
メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合  
計が2,000平方メ  
ートル以上5,000  
平方メートル未満のも  
の

523,700円

当該部分の床面積の合  
計が5,000平方メ  
ートル以上10,00

			<p>0平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>				<p>0平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 <b>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</b> 11,800円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5</p>	6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 当該部分の床面積の合計が<b>300平方メートル</b>以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5</p>

， 000平方メートル未満のもの

56,400円

当該部分の床面積の合計が5

， 000平方メートル以上1

0， 000平方メートル未満のもの

90,000円

当該部分の床面積の合計が1

0， 000平方メートル以上

25， 000平方メートル未満のもの

113,000円

当該部分の床面積の合計が2

5， 000平方メートル以上

のもの

141,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合

**当該部分の床面積の合計が**  
**300平方メートル以上1**  
**， 000平方メートル未満**  
**のもの**

**77,600円**

当該部分の床面積の合計が

**1， 000平方メートル**以上

2， 000平方メートル

未満のもの

102,100円

当該部分の床面積の合計が

2， 000平方メートル以上

5， 000平方メートル

， 000平方メートル未満のもの

56,400円

当該部分の床面積の合計が5

， 000平方メートル以上1

0， 000平方メートル未満のもの

90,000円

当該部分の床面積の合計が1

0， 000平方メートル以上

25， 000平方メートル未満のもの

113,000円

当該部分の床面積の合計が2

5， 000平方メートル以上

のもの

141,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が

**300平方メートル**以上

2， 000平方メートル

未満のもの

102,100円

当該部分の床面積の合計が

2， 000平方メートル以上

5， 000平方メートル

未満のもの  
165,100円  
当該部分の床面積の合計が  
5,000平方メートル以  
上10,000平方メー  
トル未満のもの  
216,000円  
当該部分の床面積の合計が  
10,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満のもの  
260,000円  
当該部分の床面積の合計が  
25,000平方メートル  
以上のもの  
305,000円  
イ 標準入力法等による場合  
**当該部分の床面積の合計が**  
**300平方メートル以上1**  
**,000平方メートル未満**  
**のもの**  
**199,200円**  
当該部分の床面積の合計が  
**1,000平方メートル**以  
上2,000平方メートル  
未満のもの  
257,100円  
当該部分の床面積の合計が  
2,000平方メートル以  
上5,000平方メートル  
未満のもの  
366,700円

未満のもの  
165,100円  
当該部分の床面積の合計が  
5,000平方メートル以  
上10,000平方メー  
トル未満のもの  
216,000円  
当該部分の床面積の合計が  
10,000平方メートル  
以上25,000平方メー  
トル未満のもの  
260,000円  
当該部分の床面積の合計が  
25,000平方メートル  
以上のもの  
305,000円  
イ 標準入力法等による場合  
  
当該部分の床面積の合計が  
**300平方メートル**以上2  
,000平方メートル未満  
のもの  
257,100円  
当該部分の床面積の合計が  
2,000平方メートル以  
上5,000平方メートル  
未満のもの  
366,700円

		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 453,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 535,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 610,000円

備考

**1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの号の表中1の項(2)のイ、2の項(2)のイ、5の項(2)のイの(イ)のb又は6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。**

**2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣が**

		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 453,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 535,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 610,000円

備考

エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの号の表中3の項(2)のイの(イ)のbの(b)又は4の項(2)のイの(イ)のbの(b)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

**3** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第34条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この号の表中1の項(1)の規定により算出した額とする。

**4** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第34条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この号の表中2の項(1)の規定により算出した額とする。

**5** (略)

**6** (略)

**7** (略)

**8** (略)

**9** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第34条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算し

**1** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第29条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この号の表中1の項(1)の規定により算出した額とする。

**2** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第29条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この号の表中2の項(1)の規定により算出した額とする。

**3** (略)

**4** (略)

**5** (略)

**6** (略)

**7** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第29条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算し

た額とする。

**10** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第34条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この号の表中3の項の規定により算出した額とする。

**11** **向上計画認定申請手数料等**について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

**12** (略)

**13** (略)

**14** (略)

**15** (略)

**16** (略)

(18) (略)

た額とする。

**8** 建築物エネルギー消費性能向上計画に法**第29条第3項各号**に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この号の表中3の項の規定により算出した額とする。

**9** **建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「向上計画認定申請手数料等」という。）**について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

**10** (略)

**11** (略)

**12** (略)

**13** (略)

**14** (略)

(18) (略)

## 附 則

この条例中第5条の改正規定は令和3年12月1日から、その他の改正規定は令和3年4月1日から施行する。